

令和6年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和6年9月19日(木)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子 ども 家 庭 推 進 室 課 長	藤岡 征章	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	----------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 文教厚生常任委員会委員長報告
- 第 2 一般会計決算審査特別委員会委員長報告
認定第1号 令和5年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告
認定第2号 令和5年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 4 議案第14号 安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第15号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第16号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について
- 第 7 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第 8 特別委員会の閉会中の継続調査について
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、副町長どうぞ。

副町長（富井文枝） おはようございます。本日ですが事業課の池田課長が入院治療のため
欠席をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。それでは日程第1「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題と
いたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田文教厚生常任委員会委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） 先日、行われました文教厚生常任委員会の報告をいたします。

令和6年9月13日、安堵町議会議長 森田瞳様。文教厚生常任委員会委員長 松田勝。文教厚生常任委員会報告書。本委員会を開催しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 案件、重要文化財 中家住宅の火災について
2. 開催日時及び場所、令和6年9月11日水曜日、午前9時30分から、安堵町議会第2委員会室。
3. 出席者、（1）委員、私、松田委員長、福井副委員長、近藤委員、森田裕康委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員。（2）説明員、西本町長、富井副町長、辰己教育長、富士教育次長、吉田安全安心課長、塩野教育推進課長補佐。（3）議会事務局、溝本議会事務局長、吉岡リーダー。
4. 内容、重要文化財 中家住宅の火災について。現状及び今後の対応について説明員から説明を受けた。

主な質問といたしまして、（1）火災発生時の町の対応及び現状について （2）安堵町における野焼き条例について （3）再発防止策を含めた今後の対応について （4）中家住宅の復興について

回答といたしまして、（1）7月29日午後1時20分、火災が発生し、約14時間の消火活動の末、翌日午前3時8分に鎮火した。広域消防約80名、消防車両24台、西和警察14名、安堵町消防団員29名、消防車両5台が対応にあたった。鎮火以降も安堵町消防団において午前5時30分まで再燃防止警戒を行った。出火原因については広域消防組合が現在調査中である。

（2）広域消防組合本部が定めている、奈良県広域消防組合火災予防条例が制定されており、組合の組織団体である安堵町は、その条例を準用することで対応している。

（3）現在、防火対策ガイドラインに基づき防火活動を実施している。文化財防火週間には看板の掲出、立ち入り検査を行っている。今後は、さらに広報による周知活動を徹底していくこととする。

（4）今後は、文化庁、奈良県文化財課、所有者の意向も含めて修復修繕計画が検討され、奈良県文化財課が主体となり検討される。その結論を受けての安堵町の対応と

なる。

その後、質疑応答後の整理事項といたしまして、1. 再発防止策について。防火設備の充実、防火訓練の実施、広報活動の強化に努める。

2. 中家住宅の復興について。今後は文化庁、奈良県文化財課、所有者の意向も含めて修復修繕計画が検討され、奈良県文化財課が主体となり検討される。その結論を受けての安堵町の対応となる。

以上です。

議長（森田 瞳） 以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第2「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。
一般会計決算審査特別委員会委員長の審査結果報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長（森田裕康） 議長。

議長（森田 瞳） はい。森田裕康一般会計決算審査特別委員会委員長。

（森田裕康一般会計決算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計決算審査特別委員会委員長（森田裕康） 先日開催しました、一般会計決算審査特別委員会報告を行います。

令和6年9月7日、安堵町議会議長 森田瞳殿。一般会計決算審査特別委員会委員長 森田裕康。一般会計決算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。認定第1号「令和5年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」

2. 開催期日及び場所、令和6年9月6日、午前10時、安堵町役場4階第2委員会室。

3. 出席者、委員、森田裕康委員長、福井副委員長、松田委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、増井委員、オブザーバーとして森田瞳議長、近藤監査委員。説明員、西本町長、富井副町長、辰己教育長、吉田住民生活部長、廣瀬事業部長、富士教育次長、

増田総合政策課長、吉田安全安心課長、勝井税務課長、吉田住民課長、藤岡子ども家庭推進室課長、井上健康福祉推進室課長、池田事業課長、西田会計管理者職務代理、事務局、溝本事務局長、吉岡リーダー。

4. 審査の内容、9月3日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、(1) 一般会計歳入決算の主なもの。町税全体では1億8,876万円、25.9%増加。法人住民税が他市町村から安堵町に修正したことによる。

(2) 一般会計歳出決算の主なもの。人件費は、人事院勧告による増等により412万、0.4%の増加となりました。物件費は、新型コロナワクチン接種事業や各種選挙執行経費（参議院議員選挙等）が減少するものの、廃棄物運搬中継施設整備事業用地の購入などにより728万円、1.0%の増加となりました。扶助費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業（非課税世帯及び均等割世帯への給付並びにこども加算給付）などにより8,381万円、20.0%の増加となりました。補助費は、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金の増等により1億2,925万円、29.3%の増加となりました。普通建設費は、単独事業費（旧美化センター跡地における地下埋設物解体撤去工事、中央公園フェンス等改修工事及び町道改修工事等）の増により4,804万円、29.8%の増加となりました。積立金では、財政調整基金、教育・文化振興基金及び公共施設等基金積立金に積立を行ったが、前年度のような基金創設等がなかったため1億421万円、マイナス49.9%の減少となった。

(3) 令和5年度一般会計の決算、実質収支額4億3,221万円、単年度収支8,776万円、実質単年度収支1億3,835万円。令和5年度決算は、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となった。

基金残高は増加し、地方債残高は減少したものの、物価高騰への対応、社会保障関係経費の増大及び町内公共施設の老朽化に係る改修等で歳出増加が見込まれ、また、ごみ処理広域化に係る建設事業で多額の起債を予定している。そのため、安堵町の財政状況は、依然として厳しい財政状況になることが予測されるため、引き続き歳入歳出の収支の均衡を堅持しながら、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図っていくとの説明がなされた。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。
これより、認定第1号「令和5年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定です。
認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。
認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。
特別会計等決算審査特別委員会委員長の審査結果報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野特別会計等決算審査特別委員会委員長。

（浅野特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等決算審査特別委員会委員長（浅野 勉） 先日開催されました、特別会計等決算審査特別委員会の報告をします。

令和6年9月13日、安堵町議会議長 森田瞳様。特別会計等決算審査特別委員会委員長 浅野勉。特別会計等決算審査特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。認定第2号「令和5年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、認定第6号「令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

2. 開催日時及び場所、令和6年9月9日月曜、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員、委員長 私、浅野です。副委員長 上林副委員長、松田委員、森田委員、福井委員、山岡委員、増井委員。（2）オブザーバー、森田瞳議長、近藤監査委員。（3）説明員、西本町長、富井副町長、吉田一弘住民生活部長、廣瀬事業部長、増田総合政策課長、吉田彰宏住民課長、井上健康福祉推進室課長、西田会計管理者職務代理、塩野事業課長補佐、木村事業課長補佐、吉川事業課長補佐。（4）事務局、溝本事務局長、吉岡リーダー。

4. 審査の内容、9月3日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、（1）認定第2号「令和5年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」令和5年度の決算額は、歳入総額9億761万2,107円、歳出総額8億9,946万918円、実質収支額は815万1,189円である。令和5年度の不納欠損額は112件、296万9,870円である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

（2）認定第3号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」令和5年度決算額は、歳入総額8億2,685万8,513円、歳出総額8億2,685万7,605円、実質収支額は908円である。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

(3) 認定第4号「令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として、平成20年4月に創設。運営は都道府県単位の広域連合組織が行っている。令和5年度決算額は、歳入総額1億2,993万3,599円、歳出総額1億2,976万5,199円、実質収支額は16万8,400円である。

審議し、採決採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

(4) 認定第5号「令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について」収益的収支は、事業収益1億6,834万4,096円、事業費用1億7,200万560円、当年度の純損益316万6,464円であるが、前年度繰越利益剰余金7億4,799万4,393円を加えると7億4,482万7,929円の利益剰余金になった。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

(5) 認定第6号「令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」収益的収支は、事業収益3億2,276万7,531円、事業費用2億2,782万9,157円、9,493万8,374円の当年度純利益となった。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会としては原案のとおり認定すべきものと決した。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、認定第2号「令和5年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第3号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第4号「令和5年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、認定第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) 次に、認定第5号「令和5年度安堵町水道事業会計決算の認定について」
討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 次に、認定第6号「令和5年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第4 議案第14号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） 藤岡子ども家庭推進室課長。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。よろしくお願いいたします。それでは私からは、議案第14号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、現在、福祉保健センター1階部分を改修し、子どもの遊び場を常設し、子育て相談、各種子育て支援事業を展開する、子育て支援拠点の整備を進めております。

この拠点の子どもの遊び場部分であります、子ども広場の利用に関しまして、使用料を徴収するために条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案書3ページ目の新旧対照表を御覧ください。左側の現行の別表、福祉保健センターの「施設及び使用料」を定める各部屋ごとの使用料の表に、新たに「子ども広場施設使用料」の表を加えます。使用料につきましては、町内在住者の子ども及び保護者については無料といたします。町外在住者の子どもと保護者等につきましては、一人あたり1回の利用につき100円を徴収するものです。

なお、施行期日につきましては、子ども広場の開設日に合わせまして令和6年11月2日から施行させていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第14号 安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について

安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第15号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民課長。

(吉田住民課長 登壇)

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願ひします。議案第15号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、令和6年7月31日に公布されました児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により、児童扶養手当法施行令の一部が改正されることに伴いまして、同施行令の規定を引用している箇所についての所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、ひとり親家庭等医療費助成対象者の、受給資格本人における所得制限額が引き上げられます。本条例の、ひとり親家庭等医療費助成者の所得制限につきましては、児童扶養手当施行令に定める所得制限の規定を準用しているため、本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年11月1日とさせていただきます。

詳細につきましては、2 ページの新旧対照表をお願いいたします。第4条につきまして、まず第1号ですけれども「第2条の4第2項の表の第2欄」を「第2条の4第2項第1号」とし、第2号の「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、3ページの第3号の「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」と改め、すべて引

用している箇所について改正を行うものでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第16号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。議案第16号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、現在故障しております議員登退庁表示盤の更新及び老朽化により傷みの激しいソファ等、庁内備品の更新を早急に実施するための予算について補正予算を計上するものでございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

3 歳出、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 財産管理費で360万4,000円の増額。

ページを戻っていただきまして7ページをお願いいたします。2 歳入、18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 基金繰入金で、同額の360万4,000円の増額でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第16号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を、別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ360万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,185万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月19日提出、安堵町長 西本安博。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億9,157万1,000円、補正額360万4,000円、計2億9,517万5,000円。

歳入合計。補正前の額45億6,825万円、補正額360万4,000円、計45億7,185万4,000円。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億4,122万8,000円、補正額360万4,000円、計4億4,483万2,000円。

歳出合計。補正前の額45億6,825万円、補正額360万4,000円、計45億7,185万4,000円でございます。

次のページ以降の事項別明細書については、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第8「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長、公共施設等合理化推進検討特別委員会委員長、遊水地底面利活用特別委員会委員長から所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

各特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第9「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

行政側から報告事項、何もございませんか。

それでは会議を閉じます。

令和6年第3回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会
午前10時40分
